



長崎県行政書士会報

コスモス

新春号

2015.01
COSMOS No. 176

速報

平成27年度第56回長崎県行政書士会定時総会

日時：平成27年5月30日（土）13：00～

場所：ホテルセントヒル長崎2階妙見の間

住所：長崎市筑後町4-10



謹んで新年のお慶びを申し上げます



会員皆様のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます
本年もどうぞよろしくお願い申し上げます

平成二十七年 元 旦

長崎県行政書士会 役員一同
事務局職員一同



長崎県行政書士会

目次

C.O.N.T.E.N.T.S

新春特別メッセージ

(敬称略)

(平成27年・年頭所感)

長崎県行政書士会 会長 森田 忠幸	1
長崎県知事 中村 法道	3
日本行政書士会連合会 会長 北山 孝次	5
日本行政書士政治連盟 会長 中西 豊	7
長崎県行政書士会 顧問 山田 正彦	8
長崎県行政書士会 副会長 榎屋 可恵	9

寄稿

『国際化時代と行政書士』 長崎県行政書士会 長崎支部所属 李 泳 勲	13
---------------------------------------	----

活動報告

執行部・各部・各委員会の動き	14
第4回『コスモス長崎』定時総会開催	18
平成26年度 行政書士制度広報月間・PR活動報告	19
平成26年度 行政書士制度広報月間・監察活動報告	21
平成26年度 行政書士試験	23
平成26年度「行政書士電話相談」の実施	26
事務局からのお知らせとお願い	26

新入会員挨拶

新入会員挨拶	27
--------	----

公示(処分の公表)

公示(処分の公表)	27
-----------	----

会員の異動

会員の異動(新入会員・退会会員・登録内容の変更・物故会員)	28
-------------------------------	----

会報誌の歩み

会報誌の歩み	29
--------	----

お知らせ

契約書文例データ・ダウンロードのお知らせ	31
----------------------	----

投稿

投稿『加齢訓』・・・佐世保支部 小林 和之	32
-----------------------	----

会員の動き・編集後記

会員の動き・編集後記	33
------------	----

<表紙>



表紙は、2015年の干支の「ひつじ」をレイアウトいたしました。

未(ひつじ)干支の由来

【縁起話】

群れをなす羊は、家族の安泰を示しいつまでも平和に暮らす事を意味しているそうです。

【ひつじ年生まれの特徴】

穏やかで人情に厚いそうです。

長崎県行政書士会会員数

男性会員	335 名
女性会員	31 名
計	366 名
法人会員	3
平成26年12月3日現在	

新年のご挨拶

長崎県行政書士会
会長 森田 忠幸



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様方におかれましては、ご家族と共に健やかな新年をお迎えのことと、お慶び申し上げます。

旧年中は、本会の円滑な事業運営につきまして会員皆様方より格別のご理解とご協力を賜りまして、心より厚くお礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、長野・岐阜両県境の御嶽山が噴火したことです。近年にはない大きな噴火大災害となりました。又、広島市の北部では、局地的な豪雨により大規模な土砂崩れが発生いたしました。いずれも甚大な事故となり、被災に合われました方々には心よりお悔やみを申し上げます。

又、第47回衆議院議員総選挙は、「アベノミクス」の経済政策の評価が最大の争点となった選挙といわれました。明るい話題の一つとして、本県では、天皇、皇后両陛下をはじめ皇族のご臨席のもと「長崎がんばらんば国体」と「長崎がんばらんば大会」が開催されたことでもあります。県民の皆さんに感動と勇気そして友情がもたらされました。その大きな成果として、長崎県選手団皆さんの「天皇杯」、数々のメダル獲得に繋がったものと確信いたします。私個人としても開会式、閉会式等、ボランティア活動として、会場案内等おもてなし活動に参加をさせていただきました。

日行連としては、昨年11月14日より行政書士会館が目黒区青葉台から港区虎ノ門へ移転し本部業務を開始したことです。また、会員にとっては、昨年の法改正による行政不服申し立て代理がこれからできるようになりました。今後、研修会等を重ねた後、本年10月には、「特定行政書士」として新たにスタートされることと思います。

本会の事業運営におきましては、主なものとして、次の事項についてご報告いたします。(1)中華人民共和国長崎領事館にて、李文亮総領事と長崎県行政書士会との

交流会の実施。(2)長崎に在留されている中国の方に相談業務及び実務支援について意見交換会の開催。(3)中華人民共和国成立 65 周年記念祝賀会に招待を受けました。(4)隣接7士業(弁護士会、司法書士会、土地家屋調査会、税理士会、社会保険労務士会、不動産鑑定士会、行政書士会)との会長会の実施並びに専門家による無料相談会と意見交換の実施。(5)商工会議所、日本政策金融公庫と連携して、中小企業経営の支援を行うべくセミナーの開催。特に事業承継セミナー開催では、行政書士が中小企業の支援業務に深く関わっていることをPRする内容となりました。(6)次に、経営事項審査業務受託については、長年、長崎県との随意契約により関係会員が参画しておりましたが、一般競争入札により二回目の落札となり関係業務実施をしております。

(7)運輸関連では、車庫証明申請について、警察庁又長崎県警との協議を重ね、自販連の事務局長及び専務との協議を経て、代理申請の様式と委任状の作成を行い、今後も、引き続き会合を開催することで合意をいたしました。

(8)本会の暴力団等排除対策委員会と長崎県警との協議会が開催され、今後、研修会と各警察署との対応を進めていくことの確認をいたしました。(9)女性交流会による「行政書士の日」のイベントを長崎「夢彩都」並びに佐世保「島瀬公園」会場にてそれぞれ実施をいたしました。

本年は、「特定行政書士」としての研修会・新人研修会・コンプライアンス研修会を実施致します。「特定行政書士」に関しましては、日行連のビデオ・オン・デマンド研修システムサポートによりスタートし、本会指定の会場にてDVD研修会受講後、効果測定に合格されますと、めでたく「特定行政書士」としての資格が得られます。

本会といたしましても、今後、資質の向上と幅広い業務分野に精通し、さらなるご活躍ができるような環境をつくって参りたいと思います。

私ごとになりますが、この度、はからずも春の褒章で黄綬褒章受章の榮譽に浴し、その際には、皆様方より身に余るご祝意を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。今回受章できましたのも皆様のご指導、ご鞭撻の賜物と深く感謝をいたしております。

本年も厳しい環境にあると思われませんが、会員一人一人の皆様が行政書士としてのエキスパートとして揺るぎない将来にむけて、皆様と一丸となり、頑張っていく決意であります。

最後になりましたが、会員皆様方のご健康と限りないご多幸をお祈りし、新年のご挨拶といたします。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

新年を迎えて

長崎県知事 中村 法道



新年明けましておめでとうございます。

皆様には、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、やはり一番記憶に新しいのは、天皇皇后両陛下をはじめ多くの皇族の皆様方のご臨席を仰ぎ「長崎がんばらんば国体」と「長崎がんばらんば大会」を開催したことであります。両大会では、お互いにパワーを与え合うかのような県民の皆様の大声援と選手の驚異的な粘りで勝利する場面があちこちで見られ、国体では悲願の天皇杯、大会でも過去最多の135個のメダルを獲得することができました。加えて、県民の皆様には、ボランティア活動やおもてなし活動など様々な形で両大会を支えていただき、まさに選手・関係者をはじめ県民の皆様の底力を見せていただきました。この心温かいふれあいや交流が生まれた県民総参加の長崎県らしい魅力あふれる大会を実現することができましたのもひとえに、関係者をはじめ、県民の皆様のご支援とご協力の賜物であり、改めてお礼を申し上げます。今後は、このような成果を継承しながら、スポーツの振興を通じた地域活性化やまちづくり、さらには、障害のある人もない人も、ともに喜びを分かち合える社会の実現に取り組んでまいります。

さて、いよいよ本年は、長崎県総合計画の総仕上げの年であります。県民の皆様生きがいをもって暮らしていただけるよう、さらに、県民所得向上対策や人口減少対策などの各施策の充実・強化に努めてまいります。

特に、人口減少対策に不可欠な県民所得の向上には、力強い産業の育成と良質な雇用の場の創出によって、地域経済を活性化させるため、製造業や農林水産業、観光業、サービス産業における振興策を着実に実行して「しごと」を増やしていく必要があります。

そのため、製造業の競争力強化や新たなエネルギー産業の創出、戦略的かつ効果的な企業誘致を進めるとともに、農林水産業の収益力・経営力の向上、地域資源を活かした観光振興などの施策強化に努めてまいります。併せて、観光や文化など各国の特

性に応じた交流を促進するとともに、県内企業の海外展開を積極的に支援し、東アジア地域を中心とする各国の活力を本県に取り込む施策を推進してまいります。

また、雇用の場を創り、人を呼び込む好循環を支えるためには「まち」を活性化させていくことが大切であります。そのため、地域活性化を実践する県全体の安心・安全な地域づくりを拡充していくとともに、地域への移住・定着を促進する相談体制や住まい対策等の強化と併せて、暮らしのサポート等を行い、地域住民のニーズに応じた総合的な支援を講じるほか、若者のしまへの定住に結びつくような対策を講じてまいります。

さらに、若者が安心して働き、結婚し、出産・子育てが出来る社会の実現のため、結婚を目指す方々への支援や、子育てと仕事の両立支援、子育て関連情報の発信強化など切れ目のない一貫した少子化対策、教育相談・学力向上対策のさらなる充実に力を注いでまいります。また、地域の方々が、健やかで生きがいのある自立した生活を送ることができるよう女性・高齢者の活躍の場の創出など、誰もが活躍できる環境づくりを進めるとともに、介護・福祉人材の確保や元気な高齢者を増やす健康長寿対策などを推進してまいります。

そして、「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」と「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録が何としても今年、来年と2年連続で実現するよう、引き続き全力で取り組み、この二つの世界遺産候補を中心に観光プロモーションを展開するなど、本県への観光客の誘致に努めてまいります。

また、本年は被爆70年という節目の年であります。長崎でも、ノーベル平和賞を受賞したパグウォッシュ会議世界大会の開催など様々な取組が行われますので、引き続き、被爆地長崎から原爆の悲惨さと非人道性を世界の人々に伝え、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を県民の皆様とともに目指してまいります。

本年も県民皆様方と想いを一つに、元気なながさき県づくりのため、人や産業、地域が輝く、長崎県の実現に向けて、全力でがんばってまいりますので、どうぞ県政への参画をよろしくお願いいたします。

結びに、この一年が皆様にとりまして素晴らしい年となりますよう心からお祈り申し上げます。



行政書士制度の飛躍の年に

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次



平成27年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

日頃より、全国の行政書士会及び会員の皆様におかれましては、本会の事業運営にご理解、ご協力を賜わるとともに、行政書士制度の発展にご尽力いただき、心より御礼申し上げます。

昨年は、私たち行政書士にとって長年の悲願であった行政不服申立ての代理権付与に関する改正行政書士法が施行されました。また、会館を東京都港区虎ノ門に移転し、制度の歴史の中でも大きな節目となった一年でした。

会長職を仰せつかってからこれまでの間、コンプライアンスを徹底しつつ、業務の適正化に努めてまいりました。加えて、官民からの業務受託の根拠の明確化、コスモス成年後見サポートセンターの立上げ、認証ADRセンターの拡大、東日本大震災の復興対策、日行連自動車OSSシステムの開発、研修コンテンツのVOD化による受講機会の拡大など、制度の確立に取り組むとともに、その時々、社会的要請が強い課題にも応えてまいりました。会員の皆様をはじめとする関係者の方々のご支援をいただいたことで、多くのものを次世代に形として残せたのではないかと考えています。これも一重に会員の皆様のご理解の賜物と、重ねて感謝申し上げます。

新たな年を迎え、これまで推し進めてきた事業を踏まえつつ、本年は特に、総務省、日本弁護士連合会、学識者、各単位会等のご協力をいただきながらプログラム実施準備を進め、本年10月を目処に特定行政書士の誕生を目指している特定行政書士法定研修の実施を大きな柱に、制度の中長期的課題・方向性をまとめた「政策大綱」(グランドデザイン)に基づき、継続的かつ喫緊に取り組むべき事項について、道筋を付けてまいりたいと思います。

法改正については、長年の悲願であった行政不服申立て代理権の付与が実現したところですが、制度に対する社会的な要請によりいっそう応えてゆくべく、制度の目的規定等の整備及び会費滞納者への対応並びに成年後見制度利用促進における行政書士の参画・活用・申立て代理及びADR手続き当事者代理等について、引き続き要望してまいります。

業務環境の確立にあたっては、業務ごとの専門性の向上（マイスター制度）に向けた検討を継続するとともに、自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の中間登録展開や就業規則作成業務をはじめとする業際問題等に対しては、関係各所及び学識者等と連携して適切な対応を続けるとともに、中小企業の経営支援、知的資産経営支援等にも引き続き注力してまいります。

また、業務部の組織形態及び名称、参与制度の導入を改めて検討するとともに、制度の調査・研究及び対応を図る専門的な部署（制度調査室など）の設置実現に向け、業務執行体制や組織の見直しの具体的な検討を進めます。

国民の皆様からの制度に対する期待に応えることは、そのままさらなる制度の飛躍へとつながります。国民の皆様の声をしっかり受け止め、会長として全国会員の先頭に立ち、なすべきことに道筋を付けることをお約束します。この新たな年が長崎県行政書士会及び会員の皆様にとって大きな発展の年となりますように祈念して、年頭のご挨拶とさせていただきます。

以 上



年頭所感

日本行政書士政治連盟
会長 中西 豊



新年あけましておめでとうございます。

平素より森田支部長を始め長崎県支部の皆様には、日本行政書士政治連盟の活動に對しまして特段のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年一年を振り返りますと、本政治連盟の活動で特筆すべき点は、何と云っても、議員立法による行政書士法の一部改正が成立したことです。これも、日頃からの地元の政治活動の賜物と、改めてお礼申し上げます。

さて、昨年12月27日に施行された行政書士法の一部改正ですが、12月3日に日本行政書士会連合会では、臨時総会を開催し、会則改正を行い「特定行政書士」の研修制度等について明記しました。実際の研修内容については、現在、中央研修所内に対応する委員会を設置し、学識者や弁護士も加えて検討しています。相応の費用負担はありますが、紛争分野への新たな第一歩を記すものですので、会員の積極的な取り組みを期待したいところです。

具体的な実施等については、新年度に入ってからになりますが、「特定行政書士」になる事によって、行政手続きの入口から出口までワンストップで行えるようになったことは、対外的にも大きなものがあると思います。また、昨年11月から、日本行政書士会連合会の会館機能が、港区虎ノ門に移転した事に伴い、本政治連盟も本会と一体という考え方から、本会と同じフロアーに移転しました。これにより、国会や議員会館も近くなり、すでに各党の要職の議員の先生方が、頻繁にお見えになられています。会議室も増え、政治連盟の色々な会議も順調に行われています。

12月3日には、「行政書士法改正・会館移転謝恩祝賀会」を日行連と共催で開催させていただき、終了後、日政連幹事会も開催しました。是非、東京にお越しになった際には、事務所にもお立寄り頂きたいと思えます。

尚また、昨年末の第47回衆議院議員総選挙では、地元でご協力を頂いたお陰で推薦候補の多くの方が当選された事に、改めてお礼を申し上げますとともに、本年4月には統一地方選も控えており、倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。本年も、本政治連盟は、行政書士制度の充実・発展のため、積極的に活動して参ります。長崎県支部の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、ご活躍を心よりお祈り申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。

年頭所感

弁護士
長崎県行政書士会
顧問 山田 正彦



新年あけましておめでとうございます。

昨年は、消費税が8%に上がる等、さまざまな事がございました。

然し、何よりも、行政書士の皆様にとって朗報で歴史的なことが達成された記念すべき時でもあります。

これから、行政書士の皆様方が行政訴訟の代理人として裁判所で法廷に立つ道が開かれたのです。

日本は、米国のような訴訟社会とは違いますが、ただドイツ等EU諸国とも違うところは、行政訴訟があまりにも少ないことです。

各県によって許認可も異なり、諸官庁の一方的な判断で、国民の権利が侵害されていることが多々あります。

今年、新しい年を迎えて行政書士の皆様方が庶民の為に活躍なされることを期待しています。



長崎県行政書士会の持つ 人的資産を会務へ

長崎県行政書士会
副会長 梶屋 可恵



謹んで新年のお喜びを申し上げます。

会員の皆様方の旧年中の会務へのご高配に、心より御礼申し上げます。

昨年12月に開催されました日本行政書士会連合会臨時総会において特定行政書士制度創設への会則変更等に関する議事が可決承認されるなど、行政書士が担う社会的役割が拡大している社会的状況が顕著な年明けとなりました。

副会長を拝命して早1年8ヶ月、目まぐるしく変わる行政書士を取り巻く環境に対し、長崎県行政書士会における会員の皆様方個々の高い能力(人的資産)等をうまく会務へ活かす(人的資産の構造資産化)ことができたであろうか...との反省をしつつ、行政書士会として地域社会に貢献できる分野であると思われる知的資産経営につき、長崎県行政書士会を関連させながらの記述により、会の皆様方へ少しでも情報提供となればとの思いから、この場をお借りしご報告させていただこうと思います。

なお、本年2月には日行連/佐賀県行政書士会共催「知的資産経営WEEK 2014 シンポジウム in 佐賀」が佐賀県で開催されますので、皆様のご参加をお待ちしております。

【知的資産とは】

知的資産の定義については諸説ありますが、中小企業基盤整備機構などで多く使われている概念は「知的資産とは知的財産基本法で定義されております『知的財産』(発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの、商標、商号その他事業活動に用いられる商品または役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報)と同義ではなく、それらを一部に含みさらに組織力、人材、技術力、ノウハウ、顧客とのネットワーク等目に見えにくい「強み」を総称したもの」となっております。

【知的資産経営とは】

目に見えない資産をしっかりと自分で把握し活用することで団体の業績向上に結びつけることを知的資産経営といいます。

会務は経営ではありませんし、会での業績もありませんが、会としての資質向上や社会的地位の向上と置き換えて考えてみます。

まず第1ステップとなる「強みの把握」のため、行政書士がなぜ社会から必要とされているのか、他の団体に無いものは何か？について考えてみましたところ

- 1．行政書士の持つ全国各地におけるネットワーク
- 2．色々な「業」に関する専門知識と関係行政機関との交渉能力
- 3．会員の専門の多様性
- 4．他士業とのネットワーク及びコーディネート能力

などが思い浮かびました。

さてこれを「見える化し運営（経営）に活かす」ためには、行政書士の得意とする「書面化」となります。



【行政書士の知的資産経営支援～知的資産レポート作成～】

前述のように「知的資産が見える化」するときには、開示する相手（ステークホルダー）を想像し、その相手が欲しい情報を押さえて作成する必要がありますが、私が長崎県行政書士会の知的資産レポートを作成すると同じように、事業者様が自分で作成するとなると、どうしても作成する立場の者の「主観」に偏りがちになります。

そのようなことが起こらないためにも、客観的且つ開示相手が知りたい内容を想定できる専門家の存在は、知的資産レポート作成において重要な存在になります。

知的資産レポート作成【例】

① 強みの書き出し。

自分が知って欲しい情報と、レポートの開示先が知りたい情報の整理。

知的資産がどう資質向上（収益）に繋がるのか、過去から現在 未来へのビジョンをストーリー化する。

専門外の外部の人にも解り易いよう、写真や図、事業計画を実現するため達成度の指標などの数値を盛り込む。

財務情報を盛り込む。

【知的資産レポートの活用】

見える化した知的資産ができることで、下記のような効果が考えられます。

- ・自分たちの立ち位置を具体的に把握することができる。
- ・限られた資産を有効に活用、配分することができる。
- ・構成メンバーの団体への意識が共有でき、一体感が高まる。
- ・新しい戦略へ共感する人材が見つかる。
- ・SWOT分析などにより機会や脅威を認識しリスクマネジメントの視点から組織内の統制の仕組みを検討することができる。
- ・他関係機関からの理解が深まる。
- ・新入会員（社員）へ会（自社）の魅力を伝えることができる。
- ・知的資産レポートをP（Plan）D（Do）C（Check）A（Action）することで、上記の効果がより高まる。

【最後に】

冒頭にも述べましたとおり、行政書士が担うべき社会的役割は年々責任の重さが増

すとともにその活躍を期待される場所は広がり続けておりますが、それは同時に「長崎県行政書士会」が背負う責任や期待も大きくなっているということを痛感しております。

一昨年に副会長という重責の役職を拝命して以来、自分では精一杯のことを行ってきたつもりでしたが、こうして改めて振り返りますと、会員の皆様がお持ちの、たくさんの素晴らしい人的資産を会務へ活かす仕組みを作り出すことができたとは言えず、お詫びの気持ちでいっぱいです。

しかしながら反省しているばかりでは仕方ありませんので、残り少ない任期である数か月において、仕組みの準備を、ほんの少しだけでも、全力で行いたいと思い、年頭の抱負として述べさせていただきますと共に、会員の皆様方の会務への益々のご協力を切にお願いし、年頭のご挨拶とさせていただきます。

〔参考HP〕

【経済産業省 知的資産経営ポータル】

http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/index.html

【独立行政法人 中小企業基盤整備機構 知的資産経営支援】

<http://www.smrj.go.jp/keiei/chitekishisan/>

【独立行政法人 中小企業基盤整備機構 中小企業のための知的資産経営マニュアル】

http://www.smrj.go.jp/keiei/dbps_data/_material_/common/chushou/b_keiei/keieiinfo/pdf/chiteki-001.pdf



グローバル時代と行政書士

～グローバル化の牽引役～

長崎支部所属

イ ン ソ
李 泳 勲

세 하 복 마 니 바 드 우 세 요

先生方 **새해 복 많이 받으세요** (韓国語で、「新年明けましておめでとうございます」という意味です)。旧年中は格別の御引立てを賜り厚く御礼申し上げます。本年も昨年同様、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



さて、国内においてグローバル化が進む中、県内の状況と、行政書士に必要な姿勢について、私なりに考察いたしました。

平成26年4月1日現在、県内の外国人住民は7,683人であり、県内全体の人口1,416,850人に対して、約0.54%を占めています。今から15年前の平成11年の県内の外国人住民は5,330人であり、15年間で約2,000人増加しています。その要因として、県内大学への留学生の増加、技能実習生制度による受け入れなどが考えられ、県内の少子高齢化と相まって、県民全体に占める外国人住民の割合は今後さらに高くなることと予想されます。

また、今年の4月からは新しい入管法が施行されます。新法では、多くの法改正がありますが、最も注目すべきは、在留資格「留学」の対象学年の引き下げだと思えます。現行法において「留学」の対象となるのは高校生以上であるのに対し、新法では小学生から「留学」の取得が可能になります。私はこの法改正により、県のさらなるグローバル化が期待できると考えております。

近年韓国では、小学生、中学生のように幼い頃から外国へ留学する「早期留学」が流行しています。今までは英語圏への留学が主流でしたが、最近は日本語への関心も高まっています。長崎県の地理的利便性を生かし、これらの留学生を取り込むことができれば、さらなる国際都市へ成長できると思います。ではこのようにグローバル化が進む中、私たちや市民に必要な姿勢はなんでしょうか。それは「受容」ではないでしょうか。外国人との違いによる対立は、言葉の違いよりも、文化や思想の違いに起因する場合があります。外国人から見たらこちらだって外国人。育ってきた環境が違えば、考え方や行動が違って当然ですが、世間ではこの違いを「不正解」と捉えてしまいがちです。無意識中に働く「外国人＝間違っている」という考え方は、グローバル化を妨げる原因となり、常に警戒すべきことです。相手のことを否定せず、自分との違いを受け容れる姿勢こそがグローバル化を促進させるのではないのでしょうか。

そして土業の中で最も外国人と交流する機会の多い私たち行政書士は、自分の中の「受容」に留まらず、積極的に社会に向けてこれを発信していく姿勢が必要とされます。入管業務および事実証明に関する書類の作成に該当する翻訳業務は私たちの業務であり、多面にわたり外国人の生活を支えています。つまり行政書士は、日々の業務を通じて外国人と日本人のお互いの受容をサポートできる、いわゆる文化の仲介人としての役割を任されています。外国人と日本人の架け橋として働くことができる行政書士は、グローバル化の促進剤となり、様々な分野で活躍します。これがグローバル時代における理想の行政書士の姿であると考えております。

前号(第175号)で新入会員として、ご挨拶いただきました李泳勲さんです。その時、13行ほどの短い記事を拝見し、編集の時点から何度も読み直し、その内容の奥深さに感心させられたのは私だけでしたでしょうか。次号では、もっと李さんの「思い」を聞いてみたいと、お忙しい中、「国際化時代と行政書士」・「国際交流と行政書士」等についてと題し、一筆戴きたい旨お願いいたしました。本記事は、快く引き受けていただき掲載しているものです。有難うございました。皆さん如何でしょうか! ?……(編集人:黒瀬勝弘)

執行部・各部・各委員会の動き

第2回・支部長会

平成26年度第2回支部長会

日時:平成26年7月15日(火)10:30~

場所:長崎県勤労福祉会館3階大会議室

【議事】

- 1.各支部における今期の活動について意見交換
- 2.各支部から本会への意見・要望
- 3.その他



第2回・理事会

平成26年度第2回理事会

日時:平成26年7月15日(火)13:00~

場所:長崎県勤労福祉会館3階大会議室

議事【審議(議決)事項】

- 1.26年度事業計画の具体的推進について
- 2.本会組織編成について
 - ①本会研修に対する講師謝礼について
 - ワーキンググループの専門委員について
 - 経審受託委員会の提案事項について
- 3.その他

【報告事項】

- 1.日行連定時総会の報告について
- 2.平成27年度本会定時総会日程・会場について
- 3.平成26年度行政書士試験責任者について
- 4.平成26年度第2回九州地方協議会会長会出席について
- 5.その他

第2回・幹事会

平成26年度第2回幹事会

日時:平成26年7月15日(火)15:00~

場所:長崎県勤労福祉会館3階大会議室

【審議事項】

- 1.平成26年度運動方針の具体的取り組みについて
- 2.平成27年度地方選挙の取り組み及び対応について
- 3.その他

日本行政書士政治連盟長崎支部規約に、所在地・支部長名記載の承認に事項について

【報告事項】

- 1.日政連定期大会の報告について
- 2.行政書士法の改正について
- 3.その他

業務指導部

業務研修会の開催

日時:平成26年7月30日(水)13:00~16:00

場所:長崎県勤労福祉会館第3中会議室

【研修内容】

- 1.行政不服審査法の概要
講師:会長 森田忠幸
- 2.①車庫証明申請要領(問題点と対応策)
自動車登録申請要領(問題点と対応策)
その他
講師:香椎 晃(長崎支部)
- 3.行政書士事務所に関わる税務申告について
講師:長崎税務署 個人課税第一部門記帳指導推進官 柳田信一様



高度情報化対策委員会

第2回高度情報化対策委員会
 日時:平成26年9月19日(金)15:00~
 場所:本会事務局会議室

- 【協議事項】
- 1.本会ホームページのリニューアルについて
 - 2.その他



第3回高度情報化対策委員会
 日時:平成26年11月25日(火)13:00~
 場所:本会事務局会議室

- 【協議事項】
- 1.本会ホームページのリニューアルについて
 - 2.その他

規則検討委員会

第1回規則検討委員会
 日時:平成26年10月8日(水)13:30~
 場所:本会事務局会議室

- 【協議事項】
- 1.本会関係法規集の発行について



第2回規則検討委員会
 日時:平成26年12月24日(水)10:00~
 場所:本会事務局会議室

- 【協議事項】
- 1.本会関係法規集の発行について

中間監査

平成26年度中間監査
 日時:平成26年10月15日(水)13:30~
 場所:本会事務局会議室

- 【中間監査】
- 平成26年度中間監査実施
- 1.平成26年度の中間監査が西津健三、豊永繁両監事により、関係者立ち会いのもと監査が実施されました。



新入会員研修会開催

新入会員研修会
 日時:平成26年10月31日(金)10:30~16:30
 場所:長崎県勤労福祉会館4階第3中会議室
 【対象者】

平成23年度以降入会者
 研修内容

- (1)会長挨拶 会長 森田忠幸
- (2)職業倫理 講師:理事 崎谷 勉
- (3)戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の記載方法について 講師:理事 崎谷 勉
- (4)戸籍等請求方法 講師:理事 濱田宗一
- (5)建設業許可手続き 講師:副会長 枅屋可恵

- (6)報酬規定 講師:副会長 榎屋可恵
- (7)その他・質問・意見交換等
会長以下出席者全員で対応

研修風景・Snapshot

新入会員研修会は、長崎県行政書士会会則により義務付けられています。多くの新入会員が受講されました。

〔会則抜粋〕

(新入会員研修)

第21条の2 法第16条の5第1項の規定により本会の個人会員となった者は、入会后、最初に本会の実施する新入会員研修を受けなければならない。



質問をされる新入会員



挨拶をされる森田会長



講師を務める濱田理事

講師の皆さん お疲れ様でした。



熱心に受講される新入会員の皆さん



質問をされる新入会員

受講生の皆さん これからのご活躍を祈ります。



講師を務める榎屋副会長



質問に答える森田会長

政治連盟役員会議

平成26年度日本行政書士政治連盟長崎県支部役員会議

日時:平成26年12月8日(月)13:00～

場所:長崎県勤労福祉会館2階小会議室

【協議事項】

- 1.第47回衆議院議員総選挙への対応並びに推薦候補者について
- 2.統一地方選挙について
- 3.政連加入促進について
- 4.その他



経審受託委員会

経審受託委員会役員会開催

日時:平成26年7月29日(火)13:00～

場所:長崎県行政書士会会議室

【協議事項】

- 1.7月15日理事会での審議事項報告
- 2.平成26年度事業の確認
- 3.8月10日の審査委員募集の件
- 4.11月1日(土)効果測定試験の件
- 5.11月28日(金)全体会議及び監理課研修の件
- 6.規則改正の件
- 7.その他



国際交流委員会

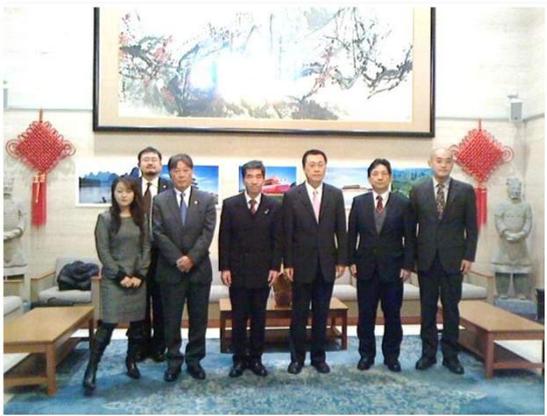
中華人民共和国駐長崎総領事表敬訪問

日時:平成26年12月8日(月)10:00～

場所:中華人民共和国駐長崎総領事館

【総領事表敬訪問】

11月15日に中華人民共和国駐長崎総領事に着任された鄧 偉(トウ イ)総領事に対し、森田会長、榎屋副会長、梅枝国際交流委員長、橋本同委員が表敬訪問をいたしました。



鄧 偉総領事を囲んでの記念撮影

平成27年度経営事項審査要員効果測定試験の実施

申込受付期限:平成26年10月21日必着

選考基準:委員会が行う効果測定試験で、70%以上の理解度を示した者

試験日時:平成26年11月1日(土)

この試験に16名が合格、来年度審査要員29名決定

経営事項審査研修会の実施

日時:平成26年10月25日(土)13:00～16:00

場所:長崎県行政書士会長崎支部会議室

【研修内容】

- 1.経営事項審査について一般会員向け研修

平成26年度経営事項審査要員協議会開催

日時:平成26年11月27日(木)10:00～15:30

場所:長崎県勤労福祉会館会議室

【協議内容】

- 1.業務上の研修について研修
 - 2.委員会規則細則・執務規則遵守事項の周知
 - 3.契約書及び業務遂行上の確認書の受理
- 上記内容については、主なものを列記しています。

第4回『コスモス長崎』定時総会開催

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター長崎県支部第4回定時社員総会

去る8月24日(日)長崎市出島町の「出島交流会館」4階会議室において、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター長崎県支部第4回定時社員総会が開催されました。長崎県行政書士会森田会長ご出席のもと、第1号議案、平成25年度事業報告から第5号議案、役員人事に関するまで提出された議案が終始熱心に討議され、全て原案どおり可決承認されました。

役員人事については、これまでご苦勞された山口克彦支部長並びに前田邦克監事が勇退され、新しく梅枝眞一郎支部長のもとスタートすることとなりました。それぞれ担当する部長のもと今後さらなる充実した活動をとおり、社会貢献ができるよう『コスモス長崎』の発展に向けて頑張っていくことを誓い社員総会を終えました。

新しい執行部は下記のとおりです。ご活躍をお祈りします。

Snapshot



一般社団法人
コスモス成年後見サポートセンター

長崎県支部

新しい執行部の皆さんです。

		(役職)	(管轄区)
支部長	梅枝 眞一郎	研修部長	長崎
副支部長(幹事)	立山 雅也	総務・財務部長・業務管理部長	長崎
幹事	舩田 清子	広報・相談部長	長崎
監事	森部 高		長崎
監事	米澤 康人		長崎

平成26年11月18日役員会議にて、本年度の下記事業計画について協議されました。

- 1.家庭裁判所(長崎・島原・大村・平戸)、社会福祉協議会(県・市)を訪問
- 2.自主勉強会・実務事例報告会
- 3.入会前研修会
- 4.広報月間事業(4月)
- 5.成年後見ミニ講座・無料相談会



平成26年度 行政書士制度広報月間・PR活動報告

・ 電話無料相談

	日 時	場 所	告知方法・実施方法	回答スタッフ
実 施 概 要	10月1日	長崎県行政書士会事務局		1名
	10月1・8・15・22・29日 (いずれも10時～15時)	長崎支部事務所	電話帳(タウンページ)・HP・フェイスブック 公共機関のパンフレット等への掲載	5名
	10月1日～10月7日(土 日を除く9時～17時)	各会員事務所(北松支部)	10月1日新聞折込チラシ	18名
	10月1日～10月7日(9時 ～16時)	各会員事務所(五島支部)		24名
	10月1日～10月7日(9時 ～17時)	各会員事務所(壱岐支部)	地元新聞に記事掲載	4名
	10月1日～10月5日	各会員事務所(対馬支部)		7名
問題 点 等	<p>当月は、他の士業団体はじめ公共機関においても、相談会を開催する機会が多いため、当支部の相談件数のみ増加させることは困難であるが、広報等にさらなる工夫等を講じることも検討すべき。</p> <p>当支部では、これまで年間を通じて、毎週1回電話無料相談を行ってきており、相談が寄せられる限りは、今後も継続していくことが重要。(長崎支部)</p>			

・ 対面無料相談

	日 時	場 所 / 内 容
実 施	10月29日 10時～15時	【場所】メルかつきまち5階市民生活プラザホール 【内容】長崎行政評事務所並びに長崎市との共催による一日総合相談所に、長崎支部より相談員として4名参加
	10月4日	【場所】諫早中央公民館(市民センター)・西諫早公民館 【内容】無料相談会
概 要	10月7日 13時～	【場所】島原支部長事務所 【内容】横浜在住の叔父から姪へ島原市内の土地(地目畑)の贈与・農地法、分筆、贈与税について説明(所要時間1時間半)
	9月8日	【場所】大村市役所 【内容】行政書士業務全般の相談受け
要	9月27日	【場所】佐世保市早岐地区公民館 【内容】相続、遺言・戸籍の集め方、ハンコを押さないものがあるときにどうしたらいいか。
	10月1日～7日 9時～17時	【場所】北松支部会員事務所
	10月19日 10時～15時	【場所】新上五島町石油備蓄記念会館 【内容】相続1、遺言1、道路1、境界線2、所有権登記名簿、地上権、通行地役権
	10月1日～7日 9時～17時	【場所】壱岐支部各会員事務所

・ 広報月間中に行った無料相談における項目別相談件数

項目 相談 件数	権 利 義 務 ・ 事 実 証 明								許 認 可 関 係							
	遺言・相続	各種契約	明定・款会・計内容帳証	不動産関係	戸籍関係	知的財産	その他	合計	建設・風営	法人設立	土地開発	農地転用	自動車関係	入管関係	その他	合計
電話相談	9	1	0	2	2	0	4	18	0	0	1	3	0	0	0	4
対面相談	32	5	0	12	4	0	8	61	0	1	2	12	0	0	0	15

その 他 相 談 事 例	<p>成年後見制度の内容について</p> <p>祭祀継承者がいなくなる墓地、遺骨の管理等について</p> <p>交通事故の被害者が加害者に対して有する治療費請求権について</p> <p>行政書士の報酬額について(～ 長崎支部)</p>
-----------------------------	--

. 広報月間中に行ったPR活動(無料相談も含む)

グ無料 ツズ相 関談 係・	会場設置数 又は配布数	単位 会事 務局	支部 事務 所	公的 施設	駅 店頭	会員 事務 所	その 他	その他の事例	
	イベントグッズ								
	電話無料相談会場数			5			55		
	対面無料相談会場数				5		23		
	ポスター(日行連作製)配布枚数			3	68		65		3
	チラシ配布枚数				14				9
その他のPRグッズ 配布数				1					

媒 体		件 数	活用した新聞、テレビ、ラジオ及び配布物の具体例	経費(円)
自治体広報誌		3	島原市、南島原市、雲仙市の広報誌	0
		1	自治体広報誌(五島支部)	0
新 聞	廣 告	1	ナイス諫早(諫早市内地域ニコミ誌)	35,640
		1	島原新聞(9月30日掲載)	27,000
		1	チラシ広告紙に掲載(大村支部)	32,400
		2	タウン誌「ライフ佐世保」で広告	60,000
		2	壱岐新聞、壱岐新報	0
			報 道	
テレビ	廣 告	1	無料スポット(佐世保支部)	0
	報 道			0
ラジオ	廣 告	1	コミュニティFM放送で1W間実施(大村支部)	18,144
	報 道			0
その他の配布物(種類・部数)			官公署への訪問並びに日行連ポスターへの掲示依頼(長崎支部)	10,000
			地区での回覧板を回してもらおう(佐世保支部)	0
			新聞折込チラシ17,810枚(北松支部)	98,923
経費の合計				282,107

その 他 の 広 報 活 動	社会貢献	ADR関係	
		成年後見関係	
その他のイベント等	・毎月第2、第4土曜日諫早支部会員有志による西友諫早店内において面談での相談業務11時～15時 ・大村支部研修会実施 1日時:9月20日18時～21時 2場所:シュシュ(おおむら夢ファーム) 3参加者:総会員数30名 4内容:市民110番の現況について ・官公署訪問(10/1佐々町役場、松浦市役所(福島平戸支所含む)、平戸市役所(田平支所・生月支所含む)、県北保健所、田平土木、平戸警察署、10/2平戸市役所(中部出張所・南部出張所))		

【総評・今後の課題】

- ・深い知見を有する当支部会員において、当該専門分野での相談から受任に至るまでの一連のシステム構築の具体策について検討中(長崎支部)
- ・一昨年予算不足から2年に1回折込チラシを行うことにしたが、今年も無事済んだ。定着した感はあるが、会員数の減少もあり、今後は改良と継続して行えるかが問題。(北松支部)
- ・今年も相談件数は低調であった。行政書士の日々の研鑽とアピールが必要と思われる。(壱岐支部)

平成26年度 行政書士制度広報月間・監察活動報告

1 今年度の重点活動

特に注力したテーマ									
権利義務	事実証明	知的財産	建設業	農地法	運輸交通	風営法	入管法	開発行為	公有地係
2	1		2	2					

特に注力した活動				
無料相談	媒体活用	官公署関係	関係団体関係	その他
2	2	3		



2 月間の「準備期間」「実施期間」

月間準備期間	月間実施期間
9月1日～9月30日	10月1日～10月31日まで
5	5

3 期間中の摘発・排除活動状況

期間中の「摘発・排除」活動							
注意	勧告	警告	告訴	告発	その他		
-	-	-	-	-	-	活動件数	
-	-	-	-	-	-	対象団体等の名称	
-	-	-	-	-	-	活動の内容	
-	-	-	-	-	-	主な成果	

4 官公署に対する申し入れ状況

月間実施の援助協力										＜文書発出等＞
都道府県庁(部局)	市町村	警察本部	警察署	保健所	土木事務所	農業委員会	陸運局(支局)	入管局	国局	その他
2	4		1	2	1	2				

非行政書士の実態調査										＜申請書類の閲覧等＞
都道府県庁(部局)	市町村	警察本部	警察署	保健所	土木事務所	農業委員会	陸運局(支局)	入管局	国局	その他
	1					1				

窓口規制表示板										＜設置・継続等＞
都道府県庁(部局)	市町村	警察本部	警察署	保健所	土木事務所	農業委員会	陸運局(支局)	入管局	国局	その他
					1	3	1			

窓口における会員名簿										＜交付・差替等＞
都道府県庁(部局)	市町村	警察本部	警察署	保健所	土木事務所	農業委員会	陸運局(支局)	入管局	国局	その他
	1					1				

その他の申し入れ									
都道府県庁(部局)	市町村	警察本部	警察署	保健所	土木事務所	農業委員会	陸運局(支局)	入国管理局	その他
		1							

主 な 成 果			
成果は大きかった	成果は少しあった	成果は無かった	その他
	3	1	1

具体的成果～成果不明

5 各種団体等に対する申し入れ状況

月間実施の援助協力 <文書発出等>									
自動車販売店協会等	風営・料飲・遊技業組合等	建設業等	商工会等	宅建協会等	税理士会	司法書士会	調査士会	社労士会	その他
1						1			1

具体的名称～公証役場

非行政書士の実態調査 <申請書類の閲覧等>									
自動車販売店協会等	風営・料飲・遊技業組合等	建設業等	商工会等	宅建協会等	税理士会	司法書士会	調査士会	社労士会	その他

窓口規制表示板 <設置・継続等>									
自動車販売店協会等	風営・料飲・遊技業組合等	建設業等	商工会等	宅建協会等	税理士会	司法書士会	調査士会	社労士会	その他

窓口における会員名簿 <交付・差替等>									
自動車販売店協会等	風営・料飲・遊技業組合等	建設業等	商工会等	宅建協会等	税理士会	司法書士会	調査士会	社労士会	その他

その他の申し入れ									
自動車販売店協会等	風営・料飲・遊技業組合等	建設業等	商工会等	宅建協会等	税理士会	司法書士会	調査士会	社労士会	その他

主 な 成 果			
成果は大きかった	成果は少しあった	成果は無かった	その他
	1	1	1

具体的成果～成果不明

6 産業廃棄物収集運搬業の許可申請業務等における監察的広報に関する調査

業務と調査対象	調査結果	課題・所感等

7 今後の課題・総評(今年度の活動を通して、課題として感じられた点及び総評)

課 題	総 評
例年のごとく、人員不足により、十分な活動ができませんでした。次年度は、監察活動を強化しようと考えています。(吉岐支部)	事件として取り扱う事案、もしくは通報等もなく、官公署へPR活動とともに非行政書士等に関する趣旨説明を行ったが、概ね好意的な対応であった。(長崎支部) 個人情報保護法制定施行後は、官公庁は関係書類の調査を認めなくなったので、監察活動はしていない。(五島支部)

目指せ！

終る

スペシャリスト

平成26年度・行政書士試験が平成26年11月9日・全国各会場で行われ48,869名が法務と実務のスペシャリストを目指し受験いたしました。本県は、長崎大学文教キャンパス教養教育講義棟の5教室において実施され、321名の方が受験いたしました。

本試験は、長崎県行政書士会が一般財団法人行政書士試験研究センターから本年度の行政書士試験事務の委託を受け森田会長の下、あらかじめ委嘱を受けた本会会員のサポートを受け会場の設営準備から試験終了までを行い無事終了することができました。

試験実施に先立っては、11月2日同大学キャンパス内会議室において、「監督員・本部員の心で」等々、スタッフ全員による最終打ち合わせ会議が開催され本番に臨んだものです。

合格発表 : 平成27年1月26日(月)

正解等の公表 : 平成27年1月26日(月)

平成26年度 行政書士試験 都道府県別受験状況調査書

(平成26年10月16日)

(単位:人)

試験地	受験申込者数	受験者数	欠席者数	受験率(%)	試験地	受験申込者数	受験者数	欠席者数	受験率(%)
北海道	2,135	1,728	407	80.94	滋賀県	446	348	98	78.03
青森県	357	297	60	83.19	京都府	1,674	1,317	357	78.67
岩手県	465	363	102	78.06	大阪府	4,996	3,985	1,011	79.76
宮城県	1,089	827	262	75.94	兵庫県	2,764	2,235	529	80.86
秋田県	260	211	49	81.15	奈良県	533	423	110	79.36
山形県	340	268	72	78.82	和歌山県	396	318	78	80.30
福島県	673	522	151	77.56	鳥取県	144	116	28	80.56
茨城県	805	666	139	82.73	島根県	288	223	65	77.43
栃木県	808	644	164	79.70	岡山県	888	714	174	80.41
群馬県	995	795	200	79.90	広島県	1,148	881	267	76.74
埼玉県	2,520	1,975	545	78.37	山口県	402	323	79	80.35
千葉県	2,830	2,165	665	76.50	徳島県	319	253	66	79.31
東京都	14,718	11,218	3,500	76.22	香川県	422	333	89	78.91
神奈川県	3,726	2,922	804	78.42	愛媛県	522	423	99	81.03
新潟県	790	637	153	80.63	高知県	242	188	54	77.69
富山県	394	312	82	79.19	福岡県	2,462	1,939	523	78.76
石川県	429	328	101	76.46	佐賀県	356	286	70	80.34
福井県	249	199	50	79.92	長崎県	388	321	67	82.73
山梨県	322	257	65	79.81	熊本県	678	552	126	81.42
長野県	817	644	173	78.82	大分県	354	291	63	82.20
岐阜県	691	557	134	80.61	宮崎県	383	306	77	79.90
静岡県	1,396	1,121	275	80.30	鹿児島県	631	512	119	81.14
愛知県	3,805	3,049	756	80.13	沖縄県	618	489	129	79.13
三重県	504	388	116	76.98	全国計	62,172	48,869	13,303	78.60



スタッフ一同の皆さんです。



会場設営から最終協議等のスタッフです。
選任された皆さんお疲れ様でした！！

試験スタッフは、応募多数のため
抽選により選任されたものです。



行政書士試験 受験者数の推移

年 度	受験申込者数(人)	増 減 数(人)	増 減 率(%)
平成 21 年度	83,819	4,229	5.3
平成 22 年度	88,651	4,832	5.8
平成 23 年度	83,541	5,110	5.8
平成 24 年度	75,817	7,724	9.2
平成 25 年度	70,896	4,921	6.5
平成 26 年度	62,172	8,724	12.3

過去10年間における行政書士試験結果の推移

実 施 年 度	申 込 者 数	受 験 者 数	合 格 者 数	合 格 率(%)
平成 16 年度	93,923	78,683	4,196	5.33
平成 17 年度	89,276	74,762	1,961	2.62
平成 18 年度	88,163	70,713	3,385	4.79
平成 19 年度	81,710	65,157	5,631	8.64
平成 20 年度	79,590	63,907	4,133	6.47
平成 21 年度	83,819	67,348	6,095	9.05
平成 22 年度	88,651	70,586	4,662	6.60
平成 23 年度	83,543	66,297	5,337	8.05
平成 24 年度	75,817	59,948	5,508	9.19
平成 25 年度	70,896	55,436	5,597	10.10
合 計	835,388	672,837	46,505	
平 均	83,539	67,284	4,651	7.08

平成25年度行政書士試験合否判定基準

1 配点

配 点	試 験 科 目	出 題 形 式		出 題 数	満 点
		出 題 形 式	出 題 数		
法令等	択一式	5肢択一式	40問	160点	
		多肢選択式	3問	24点	
	記述式	3問	60点		
	計	46問	244点		
一般知識等	択一式	5肢択一式	14問	56点	
合 計			60問	300点	

(備考)問題別配点

択一式 5肢択一式 1問につき4点

多肢選択式 1問につき8点 空欄(ア～エ)一つにつき2点

記述式 1問につき20点

2 合格基準点

次の要件をいずれも満たした者を合格とする。

- (1)行政書士の業務に関し必要な法令等科目の得点が、122点以上である者。
- (2)行政書士の業務に関連する一般知識等科目の得点が、24点以上である者。
- (3)試験全体の得点が、180点以上である者。



(一般財団法人行政書士試験研究センターHPより抜粋)

一日電話無料相談

平成26年度「行政書士電話相談」の実施

行政書士制度広報月間の運動の一環として電話による無料相談「行政書士電話相談」を開設することにより、広く県民に行政書士制度をアピールし、制度の普及・浸透を図る目的で下記により実施されました。

記

1. 開設日時:平成26年10月1日(水)午前10時～午後4時
2. 開設場所:長崎県行政書士会事務局
3. 相談内容:
 - ① 行政書士関係業務全般について(官公署に提出する書類、権利義務・事実証明に関する書類の作成等)
行政手続法等に関する相談(申請に対する処分、不利益処分、行政指導等)
4. 担当者配置:森田会長自ら対応され、種々広範囲に及ぶ事案に対する確に回答がされた旨、報告がなされています。
5. マスコミ機関等へのアプローチ:朝日新聞(長崎情報/平成26年9月25日朝刊)、毎日新聞(長崎・佐世保イベント情報/平成26年9月26日朝刊)にそれぞれ掲載されております。



相談対応(電話)は、森田会長自ら対応していただきました。



(日行連広報事業として、各都道府県単体会で実施されたものです。)

事務局からのお知らせとお願い

事務局からのお知らせとお願い

本会事務局よりメールにてお知らせを配信させて頂いておりますが、容量一杯で配信出来ない方、またアドレスを変更されたまま事務局に届けがない方がいます。月1回程度配信させて頂いておりますので、今一度受信状況をご確認下さい。

本会事務局ではゼンリン証紙及び県証紙を取り扱っております。購入される際は事前に事務局まで、電話又はFAXでお申込み下さい。

ゼンリン証紙1シート(50枚)10,800円 会員価格9,800円
県証紙 代金の1%を販売協力金として交付します。

車庫証明申請用紙と事件簿を期間限定で会員価格で販売致します。

車庫証明申請用紙(普通車1,100円・軽自動車900円)
事件簿(280円)
期間は平成27年3月末まで



職務上請求書の取り扱いについて、日行連会館移転に伴い電話番号が変更となりましたので請求用紙に記載の日行連の旧電話番号を二重線で訂正し、訂正印(職印)を押印したうえで余白に新電話番号を追記してご使用ください。なお、新電話番号の印鑑を事務局にてご用意しております。事務局にお立ち寄りの際はご利用下さい。



自己研鑽を怠ることなく 地域に密着した行政書士を目指します！！

諫早支部 吉本 信義

平成26年09月01日入会

新年明けましておめでとうございます。

9月から入会させて頂いています吉本です。

私は、本年3月まで約40年間に亘り不動産登記・商業法人登記・戸籍国籍・供託・人権擁護事務等の法務行政に携わってきたところです。

ところで、入会後は、行政書士として何をどのように対応していったらいいのか不安な面がありました。相続に伴う遺産分割協議書作成、農地の所有権移転に伴う転用許可書作成、外国人の日本国籍取得のための帰化許可申請作成に関しての相談等が寄せられた際には、これまでの経験を活かすことができるような内容だったことから何とか問題なく対応することができました。遺産分割協議書作成では、被後見人の法定代理人選任が必要だったことから、家庭裁判所に問い合わせながらの対応で勉強させられたところです。農地の転用等の許可に関しては、土地の関係当事者間の経緯聴取、農業委員会及び農業委員への説明を行いながら対応したところ関係当事者にも満足いく結果となりました。外国人の帰化許可申請手続きについては、提出資料の作成方法等を指導しながらの対応でした。

これからも様々な相談・依頼等に対応するためにも自己研鑽を怠ることなく、地域に密着した行政書士を目指し、これまで経験させて頂いた事を少しでも地域住民の方々に還元できればと考えています。

・・・職務上請求書の適正な使用及び管理の徹底につとめましょう！！・・・

公 示

(処分の公表)

長崎県行政書士会

会費滞納会員について、長崎県行政書士会会則第28条第2項により、平成26年12月10日付で下記の処分を本人へ通告しました。また、同上同項により下記に会員名の公表をいたします。

記

支 部 名	大村支部
会 員 名	辻 崎 徹 郎
処分内容	1年以内の会員の権利の停止及び会員名の公表

会員の 新入会員・退会会員・登録内容の変更・物故会員 異動

平成26年6月19日～平成26年12月3日

新入会員 下記の方が入会されました。

所属支部	氏名	事務所所在地	事務所の名称	入会年月日
長崎支部	楠山 勝広	長崎市	楠山勝広行政書士事務所	2014.07.15
々	針本 久則	長崎市	行政書士針本久則事務所	2014.07.15
諫早支部	吉本 信義	諫早市	吉本行政書士事務所	2014.09.01
佐世保支部	川村 明渡	佐世保市	川村行政書士事務所	2014.11.01
五島支部	佐々野邦久	五島市	行政書士佐々野邦久事務所	2014.10.15

退会会員 下記の方が退会されました。

所属支部	氏名	住所	備考
長崎支部	立井 明男	長崎市	平成26年10月31日 退会 (廃業)
々	中村 允昭	長崎市	平成26年11月19日 退会 (廃業)
諫早支部	中西 香	諫早市	平成26年06月30日 退会 (廃業)
大村支部	岸川 利夫	大村市	平成26年10月01日 退会 (死亡)

変更 次の内容が変更になっています。

支部名	氏名	変更箇所	変更前	変更後
長崎支部	李 泳 勲	事務所所在地	〒852-8016 長崎市宝栄町5-24 シニアムYUME203号	〒850-0862 長崎市出島町2-11 出島交流会館8F
長崎支部	松山 純一	TEL	090-5477-6940	095-893-8097
長崎支部	山口 洋一	事務所所在地	〒852-8036 長崎市青山町2番14号	〒850-0065 長崎市入船町479番地3
諫早支部	川田 祐二	TEL	090-3739-8892	0957-44-1055
佐世保支部	山脇 正隆	事務所所在地	〒857-1164 佐世保市白岳町2番地3 宝亀貸家2階	857-1164 佐世保市白岳町2番地14

物故会員 謹んでご冥福をお祈りいたします。

所属支部	氏名	住所	備考
大村支部	岸川 利夫 様	大村市	平成26年10月01日 ご逝去 平成15年10月09日 入会

会員の異動については、事案発生後、速やかに変更届等提出(報告)いたしましょう!!



長崎県行政書士会
会報誌の歩み

『会報誌の歩み』
会報誌の「名称」「表紙」の移り変わりを追って
みました。当時のスタッフの編集等のご苦労もまた
これらの表紙から垣間見ることができます。

会員の皆さん！ それぞれ入会時の会
報誌から当時の思い出を浮かべてみませ
んか！

創刊号	第17号	第99号	第100号	第133号 第134号	第137号	第144号	第175号
昭和48年 創刊	昭和58年 「会報な がさき」に 改名	平成5年9 月まで 「会報・な がさき」と して発行	平成5年 11月「コ スモス」に 改名	平成10年 「行政書 士ながさ き」に改 名	平成11年 「コスモ ス」に改 名	平成13年 シンボル マークデ ザイン変 更	現在

本会の『会報誌の名称』の歴史は、昭和48年・創刊時の「会報」にはじまり「会報ながさき」「ながさき」「コスモス」「行政書士ながさき」「ながさき」そして現在の「コスモス」と歩みの歴史があることに気がつきます。その歴史のなか、会報誌の名称の変更について、論議が交わされた形跡があります。次ページに、その内容の一部を抜粋し掲載いたします。これまで編集を担当したきた者の一人として、これからも時のスタッフの考え方で、“名称の変更”“デザイン(シンボルマークを含む)の変更”等々、協議がなされ、このような事態の再燃が起こりうるのではないのでしょうか！?・・・関係する委員会で十分な論議が交わされ、必要なる機関決定を経て名称並びにデザインの変更が行われるのも、また時代の流れで私は良いと思いますが・・・皆さんは、どのようにお感じになられるでしょうか？
(編集人：黒瀬勝弘)



会報誌「コスモス」表紙の題字の謂われ

本会会員の異動も毎年かなりあり、新入会員数が増えてきて喜ばしいことである。

新入会員からの「よくある質問」として、本会の会報誌は何故「コスモス」なのですか？ということである。確かに全国の単位会の会報誌を見ると「行政書士NAGANO」、「行政書士とうきょう」、「行政書士FUKUOKA」、「愛知県行政書士会報」、「会報いしかわ」、「会報ひろしま」、「行政なら」、「行政やまくち」、「OGL(行政書士大阪)」、「沖縄行政」と圧倒的に単位会の地名を採ったものが多い。しかし、表紙だけ見ても中には、その地域の「広報誌」だと思えないものもある。一般的にみて「会報誌」とは別の性格のものだと取られてもしょうがない。

本会の会報誌は表紙の題字「コスモス」が全く他の単位会の題字(地名)とは違って、行政書士のシンボルマークそのものから題字を採りいれている。会報誌「コスモス」とした本会の先人の「長崎県人の進取の気性」というか、素晴らしい発想と勇気に感謝の念を抱かざるをえない。

思い起こせば、第40回長崎県行政書士会定時総会でのことであるが、議案審議に入り、事前の「質問書」により担当部長から順次回答がある中で、会報誌「コスモス」の表紙が「行政書士ながさき(創刊号)」と変わっている件につき、会員から「本会の会報誌「コスモス」の表紙は変更され、また会報誌は昭和48年に創刊号を出しているのに、これでは会報誌の歴史を踏みにじるものではないのか！」と詰問。これに対して(当時の企画広報部長は、他の単位会の会報誌の題字に倣って部会で決めたことだと思うが)、「悪意は全く無い。題字と創刊号という号数は訂正し、発行号数は元の「コスモス」からの継続号数にに戻します」と返答した(「ながさき」総会臨時号1999.6)といった経緯がある。その時の定時総会は役員改選があり、企画広報部長を私が担当することになった。1999年9月のコスモス 137号で、<会報誌「コスモス」の復刊と行政書士のシンボルマーク>と題して、下記の記事を掲載したが、あれから8年も経過しており、その間に入会された会員の皆様のために、本会の会報誌の題字「コスモス」の謂われを本号で再度、コスモス 137号から抜粋し次ページに掲載。新しい会員の皆様のご理解を頂きたい。

(コスモス 161号より転載)

会報誌『コスモス』の復刊と行政書士のシンボルマーク

本会の会報誌の名称について、その経緯を遡ってみたところ、「会報」・「会報ながさき」・「ながさき」・「コスモス」・「行政書士ながさき」など、幾多の歴史的な移り変わりがあります。

昭和48年機関誌の創刊にあたり、当時、会長挨拶の冒頭に「この度、わが長崎県行政書士会では、かねて懸念中であつた長崎県行政書士会の機関誌創刊号を発行する運びになりましたのでありますが、これは本会発展への契機でありまして、会員の皆様と共に慶びにたえない次第であります。

私は、この栄ある門出にあたり、所懐の一端をのべ今後における本会の飛躍と発展を願うものであります。……云々と、26年前のひとこまを紹介しました。

会報誌の名称につきまして、企画広報部を含む合同部会で検討の結果、「コスモス」として復刊し、号数も継続号数とすることになりました。

発行回数は年間4回で、また、臨時に号外も発行することになりました。

会員各位のご指導とご協力を得ながら、充実した機関誌の編集に努力をして行きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

「コスモス」の由縁



「コスモス」の由縁は、「秩序と調和をもつ宇宙又は世界」との意味に解されています。その「白い花びら」は、純潔と品位を「ピンクの花びら」は、融和と繁栄を「赤い花びら」は、愛情と信頼をそれぞれの意味を含めています。

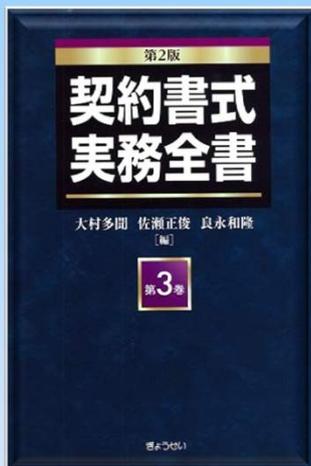
このような意味合いから、機関誌の題字にはCOSMOSの「C」を付して宇宙を表現し、コスモスの「花びら」で飾りました。「コスモス」は、行政書士のシンボルマークです。

(コスモス 161号より転載)

契約書文例データ・ダウンロードのお知らせ！



本の貸出は行っておりません。
事務局内での閲覧となります。



契約書式実務全書



本会で上記「契約書式実務全書第2版全3巻」の契約書関係書式が『株ぎょうせい』のウェブサイトから閲覧（サイト：<http://keiyaku.gyosei.jp>）し、お好みの書式をダウンロードすることが可能となりました。ご利用は無料です。契約書関係書式が必要な会員の方は前記HPアドレスから、事務局より通知を受けた“メールアドレス”と“パスワード”を入力しログインの上ご活用ください。ご自分のメールアドレス等で新しく登録すると有料になりますので、ご注意ください。

また、会員登録を長崎県行政書士会が登録しているため1会員が使用中の際は、他の会員は使用できませんのでご了承ください。

長崎県行政書士会

投稿…………『加 齢 訓』

佐世保支部 小林 和之

齢をとると一般的に記憶力は減退と言われていたがこれに反し、物事の総合判断力は昔の記憶が甦り適正な判断の元になる可能性が高い。

人間は最後まで学び続け、死の瞬間まで戦う動物である。

齢をとるとは知恵や知識を重ねていく過程なのであり、これが適正な総合判断力の元になる。

従って齢をかさねることを悲観的にとらえることは止めて、いわゆる老いて益々さかんと言われるように頭を切り替え、残りの人生をすごそうではありませんか。

昔は、里のあちこちからでこのような風景をよく眼にしました……



〔イラストは、投稿者並びに投稿文とは関係ありません。(編集人)〕

< 報告 & お詫び > -----

編集作業中、「投稿」文をもう一件いただきましたが、予定していた頁数内に編集することが叶わず掲載することが出来ませんでした。ここにご報告いたします。(編集人：黒瀬勝弘)

会員の動き

登録者数（平成26年12月3日現在）				
登録者数			366	人
内 訳	男		335	人
	女		31	人
個人事務所開業	男		335	人
	女		31	人
行政書士法人社員	男		3	人
	女		-	人
使用人行政書士	男		-	人
	女		-	人
異動状況（平成26年6月19日～平成26年12月3日）				
新規登録			5	人
内 訳	男		5	人
	女		-	人
登録抹消	男		4	人
	女		4	人
廃業	男		-	人
	女		3	人
死亡	男		1	人
	女		-	人
その他	男		-	人
	女		-	人
法人会員（平成26年12月3日現在）				
法人会員数			3	

掲 示 板

会員の皆様へ

政治連盟加入について
（お 願 い）

各会員の事務所の前進と大きな成果を残すために、政治活動は、あなたの利益と業務確保・拡大につながっています。

会費は、月額500円です。活動展開ができるよう支援をお願いします。

日本行政書士政治連盟
長崎県支部

編 集 後 記



これまでのご愛読有難うございました。



新年あけましておめでとうございます。

会報誌「コスモス」を私共の拙い編集にもかかわらず、又、特段のお叱りを受けることなくご愛読いただき有難うございました。私の一つの願望でもありました本新年号を年賀状とともに皆さんのお手元にと編集会議の折にも協議をし目標として参りましたが、年末年始、本来の業務優先のこともあり叶いませんでした。しかしながら、素晴らしいスタッフにも恵まれ、第173号から第176号まで任期内の発行を恙なく終えることができましたのも、森田会長をはじめ諫山・今里両先生、そして事務局の佐々木職員等のおかげであります。本当に有難うございました。紙面上からですが御礼申し上げます。

本広報誌の編集から発行までの間、色んなことを学ぶことができました。これからの業務にこの経験を生かしていきたいと思っています。まだ、任期途中ではありますが、企画広報部本来の会報紙発行業務を本号で終え、安堵しています。立場は異なりますが、残りの在任期間については、私共にとって大きな事業の一つでもあります本会ホームページ、リニューアルの完成に向けての作業に専念したいと思っています。

結びに、今年が会員皆様にとって幸多き年となりますよう編集委員一同お祈り申し上げます。
(編集人：黒瀬勝弘)



第 1 7 6 号
平成27年1月 日発行

発 行 人 森田 忠幸
発 行 所 長崎県行政書士会
〒850-0031

長崎県長崎市桜町3番12号
電話：095-826-5452 F A X：095-828-2182
製作・印刷 合資会社 巖原印刷所

【編集委員】
企画広報部長 黒瀬 勝弘
同 部 員 諫山淳一郎
同 部 員 今里 佳重
同 部 員 佐々木 彩
(事務局職員)

おかげさまで
民間分析機関 受付実績

No.1 建設業 経営状況分析 ワイズ公共データシステム 株式会社



電子申請支援システム 建設業統合版に 2つの新機能追加しました

最新OS Windows 8.1 (32bit/64bit)
Windows 8 / 7 / Vista 対応

追加オプション機能①

請求管理機能

事件簿作成から請求・入金等
管理まで自動連動します

請求書/領収書

入金・売上管理



事件簿自動作成

見積書・請求書・領収書のほか、請求・入金・未入金管理、顧客別売上集計、事件簿（帳簿）自動作成機能まで、行政書士先生の業務をフルサポートします。

追加オプション機能②

インターネット バックアップ

外出先・遠隔地のパソコンとデータ共有



電子申請支援システム登録データを自動バックアップします。事務所で作成したデータを外出先・別事務所のパソコンでデータ共有して作業することができます。

追加オプション機能は **次回の更新時まで完全無料で**
お試しください。

その後、
次の更新時まで **追加申請2件ごとに1機能を無料で更新**

- ◆更新時点で年間申請数 50 以上のお客様は 1 機能無償。
- 年間申請数 60 件以上のお客様は、上記 2 機能とも無償でご利用いただけます。

※ その他詳細についてはホームページ等をご覧ください。

経営状況分析詳細資料・ソフトCDを無償にて送付いたします

FAX この用紙をFAXにて
092-292-8125

メールにて
info@wise-pds.jp

お電話にて
092-292-8101

ホームページから
ワイズ公共 検索

事務所名	TEL	FAX
ご担当者様	ご住所 〒 -	

国土交通省登録 経営状況分析機関
登録番号 4

ワイズ公共データシステム 株式会社



- 福岡営業所 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-4-8 ダヴィンチ博多シティ3階
- 本社 / 〒380-0815 長野市田町2120-1 TEL 026-232-1145 info@wise-pds.jp
- 北海道営業所 / 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目11番地1 23山京ビル7階 TEL 011-802-7685
- 大阪営業所 / 〒540-0026 大阪市中央区内本町2丁目4番16号 オフィスポート内本町3階 TEL 06-6948-6615



「システム開発」 株式会社ワイズ

- 本社 / 〒380-0803 長野市田町1-8-14 TEL 026-266-0710
- ソフトサポートセンター info@wise.co.jp TEL 026-266-0792

会報誌
COSMOS
第176号

発行所 長崎県行政書士会 発行人 森田 忠幸 編集人 黒瀬 勝弘
〒850-0031 長崎市桜町3番12号 TEL:095-826-5452・FAX:095-828-2182